

年金事務所段階における記録訂正について（国民年金関係）

国民年金の未納期間の記録に関する訂正請求については、ご本人が請求内容に対応する関連資料（確定申告書の控え、家計簿、口座振替記録のある預貯金通帳等）をお持ちの場合や、短期間の未納期間の記録に関する請求である場合は、地方厚生（支）局に送付することなく、年金事務所段階で記録を訂正できる場合があります。

※ なお、以下の要件に該当する場合であっても、平成9年1月以降の未納期間の記録に関するものや、制度上納付を行うことが困難であったと確認されたもの等、一定の要件に該当する請求については、年金事務所段階で記録を訂正することはできません。

（地方厚生（支）局に請求書等を送付することとなります。）

○ 請求内容に対応する関連資料がある場合

- ① 口座振替記録のある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある
- ② 確定申告書（控）がある
（主な要件）
 - ・ 確定申告書（控）が当時作成されたものと認められる
 - ・ 確定申告書（控）の社会保険料控除欄に「国民年金」と記載された金額が実際に必要となる金額と一致している
- ③ 家計簿がある
（主な要件）
 - ・ 家計簿が当時作成されたものと認められる
 - ・ 記載された金額が実際に必要となる金額と一致している
- ④ 預り証がある
（主な要件）
 - ・ 納付組織の代表者等の受領印が押印されている
 - ・ 請求者の氏名がフルネームで記載されている
 - ・ 預り証の記載内容と請求内容に矛盾がない



該当する場合
①～④のいずれかに

年金事務所段階で記録訂正

○ 短期間の未納期間に関する請求の場合

① 1年以下の未納期間である（現年度納付に限る）

（主な要件）

- ・ 請求期間が1つである
- ・ 納付を認める積極的な事情がある

② 1年以下の未納期間である（現年度納付・過年度納付を問わない）

（主な要件）

- ・ 請求期間が1つである
- ・ 請求期間の前後は保険料納付済期間、かつ請求期間以外は未納がない

③ 2年以下の未納期間である（現年度納付・過年度納付を問わない）

（主な要件）

- ・ 請求期間が1つである
- ・ 請求期間の前後は保険料納付済期間、かつ請求期間以外は未納がない
- ・ 請求期間と同期間において配偶者又は同居親族のいずれかが保険料を納付している

④ 手番払出日において過年度納付可能な期間である

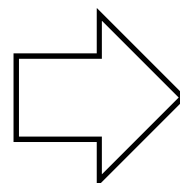
（主な要件）

- ・ 請求期間が1つである
- ・ 請求期間以外に未納がない

⑤ 請求期間にかかる同居親族の保険料が納付済である

（主な要件）

- ・ 請求期間が2つ以内である
- ・ 請求期間の合計が2年以内である
- ・ 請求期間に全てについて、同居親族全員が保険料を納付している



①～⑤のいずれかに
該当する場合